

## 調整内容検討シート

協議事項	4	提案日	平成16年2月27日	協議日	平成 年 月 日	佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会
協議項目	事務所の位置			関係項目	15. 組織及び機構の取扱い	
調整案	新市の事務所の位置は、佐久市大字中込3056番地とする。			協議結果		
<p>第7回任意合併協議会（平成15年3月26日）承認</p> <p>調整案の内容</p> <p>1. 事務所の位置については、住民の利便性の観点から、現 佐久市役所の位置とする。</p> <p>2. 合併に伴う新庁舎建設は行わず、現庁舎の増改築により対応する。</p> <p>3. 現 臼田町役場・現 浅科村役場・現 望月町役場については、必要な機能を有した地方自治法第155条による支所とする。          なお、その内容については、協議事項「組織及び機構の取扱い」において、任意合併協議会（第11回任意合併協議会：平成15年8月11日）で承認された総合支所的な位置付けという考え方に基づいて調整する。</p> <p>4. 佐久市における現 浅間支所・現 野沢支所・現 中込支所・現 東支所、望月町における現 春日支所については、地方自治法第155条による出張所とする。          なお、その内容については、協議事項「組織及び機構の取扱い」において調整する。</p>						
<p>参考：</p> <p>1. 新市の事務所については、地方自治法第4条第1項で、条例で事務所の位置を定めることが義務付けられており、新市の発足までに事務所の位置を決定する必要がある。</p> <p>2. 事務所の位置については、地方自治法第4条第2項に、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」とされている。</p> <p>3. 支所・出張所については、地方自治法第155条第1項に、地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で支所又は出張所を設けることができるとされている。          なお、支所とは、特定区域を限り主として市の事務の全般にわたって事務を掌る事務所であり、出張所とは、住民の便宜のため市役所まで出向かなくてもすむ程度の簡単な事務を処理するために設置するもの。</p>						